

保護者の皆様へ

あま市長 村上 浩司
あま市教育長 松永 裕和

令和 4 年度の給食事業に対する緊急対策及び
令和 5 年度以降の学校給食費について（お知らせ）

日頃は、あま市学校給食事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の世界的な原材料費高騰やエネルギー価格高騰などの影響により、給食材料費の予算不足や適正な給食の提供維持が困難となる状況が予測され、また、保護者の皆様も経済的な影響を受けていることから、**令和 4 年度**の給食事業に対しましては、国の交付金を活用し、下記のとおり 2 つの緊急対策を講じることが決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、今後も物価上昇が予測され、現在の給食費では栄養バランスを保った適正な給食の提供が困難な状況であることから、**令和 5 年度以降**の給食費につきましては、裏面のとおり見直しをさせていただく予定であり、正式に決定次第、改めて通知させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

◎令和 4 年度給食事業に対する緊急対策について

①公費による給食材料費予算増額（6 月議会で可決）

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間、物価高騰により予算不足が予測される給食材料費に対し、物価高騰分として 1 食あたり 4 0 円を公費負担により増額しております。

この対策により、令和 4 年度給食費の保護者負担額は据え置きます。

②2 ヶ月分の給食費無償化（第 3 回臨時議会（10 月）で可決）

電力・ガス・食料品当の価格高騰による小中学生保護者の経済的負担の軽減支援策として、あま市立小中学校における学校給食費のうち、令和 5 年 1 月分及び 2 月分（2 ヶ月分）の給食費保護者負担額を無償といたします。

裏面につづく

◎令和５年度以降の給食費について

学校給食に要する経費のうち、食材費のみを「給食費」として、保護者の皆様にご負担いただいております。（学校給食法第１１条第２項）

令和４年度におきましては、国の交付金を財源として緊急対策を講じることができましたが、令和５年度以降における国の交付金は未定であり、このまま給食費の額を据え置くことは、栄養バランスや質・量の低下を招き、適正な給食の提供が困難な状況が予想されるため、あま市立学校給食センター運営委員会での審議結果を踏まえ、学校給食費を１食あたり３０円値上げする方針といたしました。

保護者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、子どもたちへの適正な給食提供維持のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●学校給食に要する経費の負担区分

区分	経費区分	負担区分	内訳
学校給食に要する経費	食材料費	保護者	パン・米飯・牛乳・おかず・調味料等の食材料の代金
	光熱水費	市	調理、手洗い等に要する電気・ガス・水道費用
	施設設備費		給食実施のための施設設備に係る費用
	修繕費		給食施設設備の修繕費
	人件費		給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費

●学校給食費の推移と見直し予定

改正時期	H23	H26. 4	H28. 4	R5 . 4 (予定)
１食当り 給食費	小 230円	小 240円	小 260円	小 290円
	中 260円	中 270円	中 290円	中 320円
市補助額	—	10円	10円	10円
保護者 負担額	小 230円	小 230円	小 250円	小 280円
	中 260円	中 260円	中 280円	中 310円
(備考)	3町合併	消費税率改正による 改定(+10円) ⇒市から10円補助	物価変動による改定 (+20円)	物価変動による改定 (+30円)

【問合先】

学校給食センター課
担当：寺澤・家田
電話：052-441-7666